



2025 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社内田洋行
代表者名 代表取締役社長 大久保 昇
(コード番号 8057 東証プライム)
問合せ先 取締役主席執行役員
経営・人事・総務統括グループ統括
佐藤 将一郎
(TEL : 03-3555-4072)

当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、2007 年 10 月 13 日開催の第 69 期事業年度に係る当社定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入し、4 回の更新を経た後、2022 年 10 月 15 日開催の第 84 期定時株主総会において更新され現在に至っておりますが、2025 年 10 月 11 日開催予定の第 87 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、現行プランの有効期間が満了いたします。

当社取締役会は、現行プランの有効期間満了に先立ち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）を更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本プランを必要とする理由

（1）本プランは「株主の皆様適切な判断をされるために、十分な情報と時間、あるいは買付者との交渉機会の提供などを確保する体制を整えておくこと」を定める内容です。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上へ引き続き努力してまいりますが、当社の事業基盤の特徴、企業規模等から見て、当社株式の大量買付行為がなされる可能性は必ずしも否定できるものではありません。特に、買付者が当社の歴史的に構築した独自の事業やリソースを理解することなく、当社株式の大量買付を行う場合には、中長期の経営戦略に重大な影響を与えることも想定されます。

このような万が一の場合でも、本プランの整備により、買付者の提案内容を十分検討

する時間を確保できることから、本プランは株主の皆様においても有効であると考えます。

- (2) 本プランは、当社経営陣から独立した委員会が本プランの発動や不発動の実質的な判断を行います。本プランの独立委員会は、独立社外取締役3名と有識者2名で構成されます。

本プランにおいては、当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重することに加えて、発動する場合には原則として株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認した上で発動するものとし、その場合当社取締役会は株主総会の決定に従うこととしております。手続の過程では、株主の皆様への情報開示により透明性を確保します。

このような点から、本プランは、当社経営陣の恣意性が排除される仕組みを有するものと判断します。

- (3) 金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、不適切な買付行為であるか否かを株主の皆様判断いただくために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とはいえないものと認識します。

2. 本プランの有効期間

本プランの承認決議を得た定時株主総会終結後3年後の定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会により本プランを廃止する決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

本プランへの更新に際しては、近時の買収への対応方針や対抗措置に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、対抗措置の概要等の内容の加筆調整を行い、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し当該実施が株主の皆様の合理的な意思に基づくものであることを確保するため原則として株主総会を開催することとする等、現行プランの内容を、適宜見直しを行っております。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

また、当社の2025年7月20日時点での大株主の状況は別添のとおりであり、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診及び申し入れ等一切ございませんので、念のため申し添えておきます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

内田洋行グループでは、2015 年より、収益性の改善に取り組むとともに、将来に確実に到来する日本の少子化による重大な影響に対処するため、旧来の内田洋行の延長ではなく中長期的視点に立って改革を進めています。

第 14 次中期経営計画（2016 年 7 月期～2018 年 7 月期）では、全社の事業を俯瞰的にとらえるため、事業の軸から ICT 関連と環境構築関連に、市場の軸から民間市場と公共市場にわけた 4 つのマトリクスで構成する事業ポートフォリオを設定してリソースの共有に着手しました。

第 15 次中期経営計画（2019 年 7 月期～2021 年 7 月期）では、リソースの共有でフレキシブルな機動性が高まり、拡大需要に対し、従来よりも幅広く着実に対応して過去最高益を達成します。この効果はコロナ禍でも効用を発揮し、コロナ対策のための教育 ICT、GIGA スクール構想案件や大手民間企業の IT 投資拡大など、急激な市場変化にも的確に機動的に対処し大きな成果を得ることができ、業績のベースラインのアップを実現しました。

第 16 次中期経営計画（2022 年 7 月期～2024 年 7 月期）では、内田洋行単体を中心に継続して組織再編を進めながら、グループ全体での再編にも着手しました。連結上場子会社のウチダエスコ株式会社を完全子会社化したほか、グループ共通情報システムへの大型投資

を開始し、新たな成長に向けてルクセンブルクのソフトウェア開発会社への 100%出資も実施しました。

第 17 次中期経営計画（2025 年 7 月期～2027 年 7 月期）では、これまでのマネジメント変革をグループ全体に大きく拡げて、リソース共有の幅を拡大し、さらなるベースラインのアップを図ることを基本方針とします。その上で、10 年先を見据えた社会構造変化への対応をすすめ、将来の成長に向けた投資と、長期的な事業の安定を図るための経営基盤への投資を進めております。

これら一連の経営改革により、業績のベースラインは大きく伸長いたしました。

2015 年 7 月期の売上高 1,399 億円、営業利益 36 億円から、2024 年 7 月期は、売上高 2,779 億円、営業利益 93 億円に大きく成長して業績のベースラインは着実に上昇しました。また株主資本利益率も 6.8%から 12.1%に大きく向上しており、株主の皆様への配当金額も、2015 年 7 月期 1 株あたり 50 円から、2025 年 7 月期 300 円として 6 倍となっています。

さらに、第 17 次中期経営計画の初年度となる 2025 年 7 月期の連結業績は、売上高 3,370 億円、営業利益 121 億円となり、売上・利益ともに過去最高となりました。

現在の第 17 次中期経営計画（2025 年 7 月期～2027 年 7 月期）では、戦略的な重点市場に対し ICT と環境構築のノウハウを結集するため、グループ全体のリソースを活用し、セグメントを超えたリソースの結集により競争力を高め、当社独自の競争優位の確立を目指しております。初年度となる 2025 年 7 月期では、グループ共通販売管理システム構築への最終グループ統合に近づき、関係会社間をつなぐ人事も実施し、その対象を拡げているところです。2026 年 7 月期には、公共市場では教育 ICT ビジネスおよび官公庁自治体の事業を集結させて重点市場を深耕するとともに、大手民間市場においてグループでの事業ユニット間の連携を進め、またこれから想定されるデータ活用の広がりに対応するため、システムエンジニアの再編と強化を行います

内田洋行グループは、グループビジョン「情報の価値化と知の協創」を推進することで、日本社会に貢献してまいります

2. 当社の企業価値の源泉について

このような事業の成長を図る上で、企業価値の源泉となるのは、独自のノウハウ、中長期の継続的な投資、競争優位を支える独自性を発揮するための独立資本のグループ体制にあります。

(1) 顧客接点や事業構造から有する独自のノウハウ

当社グループは、長年にわたり企業法人、官公庁・自治体、学校法人など幅広いお客様に対し、全国規模で営業や技術者が直接的な接点を持ち、豊富な知識と情報を蓄積・共有してきました。さらに、ICT 関連事業分野や環境構築関連事業分野といった独自の事業構造を有することで、そこで培われたエンジニアの専門的なノウハウを活かして

います。これら多様な知識・情報・ノウハウを、同一市場にあるグループの枠組みの中で有機的に結合できることで強みを発揮することで、お客様の「働く」と「学ぶ」に新たな価値とビジネス機会を創出できると考えています。

(2) 独立資本で形成される競争優位とブランド

当社グループは、お客様の課題を迅速かつ正確に把握し、グループ内外の幅広いスキルとノウハウを活用してご要望にお応えしています。また特定のベンダーに依存せず、複数の製品やサービスを柔軟に組み合わせて最適なシステムを構築できる独自の事業モデルを有しており、常にお客様に最適なお提案を行うことが可能です。このような業態を維持できるのは、当社が独立資本であり、中立的な立場から製品やサービスを選定できるからです。これにより顧客満足度を高めるとともに競争優位性を発揮して、豊富な提案実績を得ることで、お客様との信頼関係を築き、長期的なパートナーシップの実現にもつながっています。

(3) 経営方針を実現する「人財」

経営方針を推進し、ブランドを支える最大資源は人（社員）であります。当社は一貫して、企業力の源泉は社員と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。中長期の経営方針では、ICT 関連ビジネスにおけるシステムエンジニアや環境構築関連ビジネスにおける技術者のほか、民間市場、公共市場のそれぞれの顧客を理解する営業やスタッフなど、「人財」のもつ経験やノウハウ、知識・技能が経営方針の推進を支えています。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核としており、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えます。

(4) 中長期の投資活動

当社グループの主要なお客様は長期の視点で課題を認識され、その解決のために当社グループに多様なご要望を求められます。お客様の課題解決に対応するには、顧客の理解度、提案力や情報収集力、スキル・技能の習得、固有のノウハウをもつ社員間の連携など、短期では培われない人的リソースが重要にあり、また社員の活躍に大きな影響をもつ働く環境や、情報を瞬時に共有してお客様のために活用する情報システム、さらにはステークホルダーからの信頼を得る知名度など、事業を支える経営基盤が重要にあります。これら経営基盤の維持や強化には、中長期的、継続的な投資が必要になります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と、責任の明確化及び事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年としております。取締役の選解任・指名にあたっては、独立社外

取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討され、また、社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

以上のような企業価値の源泉がしっかりと維持されることによって、経営基盤の安定をもたらし、長期的かつ総合的な株主価値の向上、健全なる持続的成長を実現するものと考えます。引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって現行プランを更新し、導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とする枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買付者等に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております(詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。)

買付者等は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従わない場合、当社株券等の大量

買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(6)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開

¹ 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み

買付け（公開買付けの開始を含みます。）

- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者⁹若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立するあらゆる行為¹¹であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会または当社株主総会が本新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始または実行してはならないものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示して、買付者等の代表者による署名又は記名捺印を行っていただきます。なお、使用言語は日本語に限ります。）並びに当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

ます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹¹ 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹²とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
13
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額の算定根拠の詳細（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑥ 買付等における第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
 - ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する処遇・対応方針
 - ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が

¹² 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹³ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

追加的に提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、かかる情報等の全てを受領した日から原則として最長 60 日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断

する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を中止・撤回し、買付等が存しなくなった場合¹⁴

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前又は事後に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の

¹⁴ 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、原則として30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 株主総会の開催

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施するに際し、原則として¹⁵、株主総会^{16,17}を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(e)に基づき株主総会を開催する場合には、当該株主総会に

¹⁵ 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

¹⁶ 株主総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大量買付等の目的、方法および内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

¹⁷ 株主総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

おける決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、独立委員会から上記(d)に従って勧告がなされた場合であって、株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした場合又は株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)及び(f)に記載される当社株主総会又は取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得

する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランに係る手続」のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に
対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 2 個を上限として本新株予約
権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式¹⁸（「社債、株式等の振替に関する
法律」の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となります。）の
数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に
際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式
1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割
当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割
当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所
における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、
1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期
間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 3 ヶ
月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係
る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期
間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるとき
は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者²⁰、

¹⁸ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の
行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社
が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものと
します。

¹⁹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券
等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取
得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しな
いものとします。本書において同じとします。

²⁰ 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引
法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の
2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付
け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場
合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%

(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者²¹（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり²²、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③ 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされている

以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

²¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

²² 但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

もの²³を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。上記及び別紙 1 に定めるほか、本新株予約権の取得に関する事項及び本新株予約権の内容の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランへの更新手続

本プランへの更新については、当社定款第 11 条に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本定時株主総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役 3 名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者 2 名で構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙 3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

上記(5)「本プランへの更新手続」記載の本定時株主総会の決議による、本プランにお

²³ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が 20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

ける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランへの更新手続」記載の本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025 年 9 月 9 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権 1 個あたり、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.の取組み）について

上記Ⅱ.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲの取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえて設計されております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記Ⅲ.2.(5)「本プランへの更新手続」に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ.2.(2)(e)「株主総会の実施」記載のとおり、当社取締役会は、原則として株主総会において本新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができることとしております。

また、上記Ⅲ.2.(7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ.2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.2.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ.2.(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ.2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(f) デッドハンド型やスローハンド型対応方針ではないこと

上記Ⅲ.2.(7)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針

（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する対応方針）でもありません。

以上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額

(下記 2) に定義される。) に対象株式数を乗じた価額とする。

- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額 (以下「行使価額」という。) は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間 (終値のない日を除く。) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値 (気配表示を含む。) の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1 カ月間から 3 カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項 2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者 (以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。) は、新株予約権を行使することができない。なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等 (金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。) の保有者 (同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。) で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け (金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。) によって当社が発行者である株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。) を行う旨の公告を行

った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁

止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

- ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
- ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
- ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- 3) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの²⁴を対価として交付することができる。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合がある。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

²⁴ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあるものとする。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。)として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあり得るものとする。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において別途決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定

- ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ 非適格者の該当性の判断
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席（オンライン会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

竹股 邦治（たけまた くにはる）

【略歴】

1954年生

1978年 4月 電源開発株式会社 入社

2006年 6月 同社 執行役員事業企画部長

2007年 6月 同社 常務執行役員経営企画部長

2009年 6月 同社 取締役

2012年 6月 同社 取締役常務執行役員

2016年10月 当社 社外取締役（現任）

2017年 6月 イーレックス株式会社 社外取締役

2018年 6月 同社 常務取締役

2021年 6月 同社 相談役

2025年 1月 株式会社 MobiSavi 取締役（現任）

※ 竹股 邦治氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

今庄 啓二（いまじょう けいじ）

【略歴】

1961年生

1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現 株式会社カネカ） 入社

2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社） 入社

2011年 6月 同社 代表取締役社長

2016年 1月 同社 代表取締役会長

2016年 6月 同社 取締役会長

2017年 7月 J O H N A N株式会社 社外取締役（現任）

2018年12月 大阪油化工業株式会社 社外取締役（現任）

2019年10月 当社 社外取締役（現任）

2023年 9月 株式会社エンビプロ・ホールディングス 社外取締役（現任）

※ 今庄 啓二氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

田中 雅子（たなか まさこ）

【略歴】

1958年生

1981年 4月 古河電気工業株式会社 入社

2004年 1月 同社 秘書室長

2008年 6月 同社 CSR推進本部管理部長

2014年 4月 同社 総務・CSR本部法務部長

2015年 4月 同社 執行役員総務・CSR本部法務部長
(働き方改革プロジェクトチーム長)

2017年10月 同社 執行役員戦略本部副本部長兼人事部長

2021年 4月 同社 執行役員ビジネス基盤変革本部副本部長 CHRO

2021年 6月 豊和工業株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

2022年 6月 双葉電子工業株式会社 社外取締役(現任)

2023年10月 当社 社外取締役(現任)

※ 田中 雅子氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

平井 俊邦（ひらい としくに）

【略歴】

1942年生

1965年 4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行

1992年 6月 同行 取締役

1996年 6月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 常勤監査役

1998年 6月 千代田化工建設株式会社 代表取締役専務

2001年 6月 株式会社インテック 副社長

2006年10月 株式会社インテックホールディングス 取締役副社長兼共同最高経営責任者

2007年 6月 グンゼ株式会社 監査役

2007年 7月 財団法人日本フィルハーモニー交響楽団(現 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団) 専務理事

2014年 7月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長

2025年 6月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 会長(現任)

※ 当社は、平井 俊邦氏が会長を務める公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団に寄付を行っておりますが、その規模、性質等に照らして、独立委員としての独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

同氏と当社との間にはその他の取引関係及び特別の利害関係はありません。

中村 直人（なかむら なおと）

【略歴】

1960年生

1982年10月 司法試験合格

1983年 3月 一橋大学法学部 卒業

1985年 4月 司法研修所 卒業

第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 所属

1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

2003年 2月 中村直人法律事務所開設（現 中村・角田・松本法律事務所）、パートナー

2023年 4月 中村法律事務所開設（現任）

2025年 6月 JFE ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

※ 中村 直人氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以上

当社の株主の状況（2025年7月20日現在）

1. 発行可能株式総数： 36,000,000 株
 2. 発行済株式総数： 10,419,371 株
 3. 大株主の状況

株 主 名	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,125,100	11.41
東京海上日動火災保険株式会社	436,185	4.42
三井住友信託銀行株式会社	414,300	4.20
内田洋行グループ従業員持株会	335,130	3.40
第一生命保険株式会社	315,400	3.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	310,700	3.15
株式会社りそな銀行	277,200	2.81
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	274,800	2.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	208,759	2.12
陽光持株会	196,460	1.99

（注）当社は、自己株式 560,046 株を保有しておりますが、上記の表中から除いております。また、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式数を控除して計算しております。